

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

事業所名：J S 関西株式会社

許可届出番号：派 27-080025

派遣法第23条第5項において、派遣事業を行う企業は派遣事業を行う事業所ごとの情報提供を行うことを定められています。「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」を以下のとおり、情報開示いたします。

（対象期間：令和3年3月1日～令和4年2月28日現在）

記

1. 派遣労働者の数		0名
2. 派遣先の数		0社
3. マージン率	派遣実績なし	0%
（注）マージンには、派遣元が負担する法定福利費・教育訓練費・一般管理費等が含まれます。		
4. 派遣料金の平均額（1日8時間あたりの額）	派遣実績なし	0%
5. 派遣労働者の賃金平均額（1日8時間あたりの額）	派遣実績なし	0%
6. 教育訓練に関する事項	対象者なし	0%
① 新入社員研修		
② 派遣社員研修		
③ 配送業務研修		
④ 技能訓練		
⑤ マネジメント研修		
⑥ リーダー研修		
7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結		労使協定を締結していない

以上